相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡成東町上横地一三六六番地、最後の住所埼玉県春日部市備後東二丁目二〇番一号　被相続人　亡　小川　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六　浦和大熊ビル五階　菊地総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大塚　嘉一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区松濤一丁目二六番地、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉七一七番地四五　被相続人　亡　鍋島　直要

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

東京都中央区銀座八丁目一〇番八号銀座八丁目一〇番ビル六階　相続財産管理人　弁護士　井手　聰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市三谷北通二丁目一七四番地、最後の住所愛知県蒲郡市鹿島町深田二六番地二　被相続人　亡　坂本　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

愛知県豊橋市白河町六一番地ターミナルプラザ八〇一号　相続財産管理人　弁護士　足立陽一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市牛川町字東側一七番地一、最後の住所愛知県豊橋市下地町字横山一二番地二〇五　被相続人　亡　白井　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地の五アネックスⅡ二階　松下法律事務所　相続財産管理人　弁護士　本郷　謙史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市桜台二丁目五番地六六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　敏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

三重県四日市市諏訪栄町二番四号ファーストビル二階　稲七総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　服部　一孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市岡田一丁目二番、最後の住所三重県鈴鹿市岡田一丁目二番一号　被相続人　亡　矢野　盛義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

三重県津市栄町二丁目四六六番地　相続財産管理人　弁護士　片山　眞洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市衣川一丁目三三番、最後の住所滋賀県大津市衣川一丁目三三番一〇　被相続人　亡　尾鳥　一博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

滋賀県草津市西大路町四―三二エストピアプラザ一階草津駅前法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中井　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市溝旗町二丁目一六番地、最後の住所岐阜市柳津町本郷一丁目一〇六番地シャレ愛松柳津Ⅱ一〇二号室　被相続人　亡　林　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

大阪市城東区新喜多一丁目一番一号　相続財産管理人　弁護士　西川　研一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良市長谷町一三四九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　向　義弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

奈良市花芝町七番地二号松村ビル三階　相続財産管理人　多田　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県鹿足郡津和野町森村イ四〇六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　橋本　忠美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

事務所島根県益田市乙吉町イ八九―一〇日興ビル二階　相続財産管理人　弁護士　谷川　円

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市荷揚町六〇番地、最後の住所愛媛県今治市大正町四丁目一番地一　被相続人　亡　山口　敏生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

愛媛県今治市波止浜一一五番地一　相続財産管理人　梶川　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市祇園町二丁目一三九六番地、最後の住所愛媛県今治市郷本町二丁目一番一七号　被相続人　亡　岡田加代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

愛媛県今治市南大門町一丁目六番地二六　相続財産管理人　弁護士　矢野　真之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県沖縄市山里一丁目一一九番地四、最後の住所沖縄県うるま市字安慶名一八九番地　被相続人　亡　與那嶺　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

沖縄県沖縄市松本三丁目三番一七号　相続財産管理人　弁護士　當眞　正姫

第11期決算公告

平成24年4月6日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
オペラシティタワー33階
ガイカーペンター株式会社
代表取締役　ジェームス・エイチ・ナッシュ

貸借対照表の要旨

（平成23年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	922,040
	固定資産	29,105
	合計	951,146
負債及び純資産の部	流動負債	121,329
	株主資本	829,816
	資本金	10,000
	利益剰余金	819,816
	その他利益剰余金	819,816
	（うち当期純利益）	(238,279)
	合計	951,146